

別表 1-1 (ワンストップ相談窓口) 【既存】

市町村が実施する創業支援等事業 (佐倉市)

| 創業支援等事業の目標 |
|--|
| <p>市役所内に創業支援のワンストップ相談窓口を設け、佐倉市商工振興課の職員 2 名を配置する。商工会議所、千葉県産業振興センター等の関係機関と連携し、各々の強みを生かした創業支援の提供を行う。</p> <p><本事業の対象者数及びこれによる創業者数の目標値></p> <p>① 創業相談件数：年 50 件…令和 4 年度の相談件数は年 24 件、1 か月あたり 2 件であったが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、起業を志す人が減少したと考えられるため、行動制限が緩和されたことを鑑み、これまでの年 50 件の相談件数を継続して目標とする。</p> <p>② 創業者数：年 5 人…相談後のフォローアップを継続し、創業者数の把握を行い、相談件数の 1 割程度の創業を目標とする。</p> <p>・創業支援対象者数：50 人 創業者数：5 人</p> |
| 創業支援等事業の内容及び実施方法 |
| <p>(1) 創業支援等事業の内容</p> <p><ワンストップ相談窓口> 【既存】</p> <ul style="list-style-type: none">市役所内に創業支援のワンストップ相談窓口を設け、商工会議所、千葉県産業振興センター等と連携し、様々な創業時の課題を解決する。ワンストップ相談窓口は、佐倉市商工振興課の職員 2 名を市の窓口配置し、関係機関の強みを生かした創業支援の提供を行う。佐倉市相談窓口では、市、県、国の支援施策一覧を作成し照会できるようにするとともに、市内で創業支援を行っている支援機関をまとめ、支援機関を紹介できるようにする(情報についてはHPでも公開)。創業支援のサイトを市HPに立ち上げ、市が実施する起業塾(入門編)の情報等を掲載する。創業に必要な要素となる要素別の各創業支援機関の役割は以下とする。 <p><創業に必要な要素と各連携機関が担う役割></p> <ol style="list-style-type: none">ターゲット市場の見つけ方 佐倉商工会議所、千葉県信用保証協会、千葉県産業振興センターが市場ニーズを把握し、情報提供する。ビジネスモデルの構築の仕方 佐倉商工会議所、千葉県信用保証協会、千葉県産業振興センターが顧客、ニーズへの対応、採算性についてのアドバイスを実施する。また、佐倉商工会議所の起業塾(実践編)、千葉県信用保証協会の創業スクールを通じて、ビジネスモデル構築方法を学ばせる。 また、市内商店街の空き店舗・空き家での開業について、市の補助金制度により、採算のとれるビジネスモデル構築を支援する。売れる商品・サービスの作り方 佐倉商工会議所、千葉県信用保証協会、千葉県産業振興センターが、商品・サービスについてアドバイスを行う。適正な価格の設定と効果的な販売方法について |

佐倉商工会議所、千葉県信用保証協会、千葉県産業振興センターが、販売先、ターゲット、販売方法、価格へのアドバイスをを行う。

5. 資金調達

市が制度融資及び利子補給を実施する。また、千葉県信用保証協会が資金調達のアドバイスをを行い、佐倉商工会議所、千葉県産業振興センターは、資金調達の助言に加え、融資に関する書類作成の補助、補助金等の申請書の作成支援を行う。

6. 事業計画書の作成

佐倉商工会議所及び千葉県信用保証協会が、事業計画書の策定について専門家（千葉県信用保証協会の場合、専門家又は協会職員）と一緒にアドバイスをを行う。また、佐倉商工会議所は補助金申請のための事業計画書作成についても必要なサポートを行う。

7. 許認可、手続き

佐倉商工会議所や千葉県産業振興センターが、創業手続き・許認可についてのアドバイスをを行う。

8. コア事業の事業展開の可能性や関連事業への拡大可能性

佐倉商工会議所が、創業後の事業展開や新分野への進出可能性等について継続的なアドバイスをを行う。

<創業支援機関との連携>

- ・各創業支援機関（千葉県信用保証協会を除く）が支援を行った創業支援対象者等の情報に対しては、創業支援対象者の同意を得つつ、守秘義務に十分配慮しながら、佐倉市が一元管理を行う。佐倉商工会議所は個別相談指導利用者の創業支援カルテを作成し、市と情報共有することで、創業支援対象者がどういう支援を望んでおり、どういったノウハウが不足しているかわかるようにし、適切な機関に誘導し、創業実現まで関係機関がハンズオンで支援できるようにする。

<特定創業支援等事業について>

- ・①起業塾（実践編）（別表2-1）において、1か月以上の期間にわたり、4回以上、経営、財務、人材育成、販路開拓の4つの知識が身につく講義をそれぞれ受講した者で、支援を受けたことを佐倉商工会議所が発行する起業塾を終了したことを証する書類で確認できる者を、「特定創業支援等事業」を受けた者として、佐倉市が証明書を発行する。
- ・②創業スクール（別表2-3）において、1ヶ月以上の期間にわたり、4回以上、経営、財務、人材育成、販路開拓の4つの知識が身につく講義をそれぞれ受講した者で、かつ協会職員又は専門家によるフォローアップにより継続的な支援を受けたことが『受講報告書』で確認できる者を「特定創業支援等事業」を受けた者として、佐倉市が証明書を発行する。

<各事業の共通事項について>

- ・本創業支援事業計画の全体の進捗状況を佐倉市が把握することとし、創業支援対象者・創業者に対するアンケート調査により、常に体制を改善していくこととする。
- ・特定創業支援等事業を実施し、証明書の発行を受けた創業支援対象者に対しては、その後の創業の有無や実績等を電話、メールにて確認する。
- ・創業後についても、佐倉商工会議所等と連携してフォローアップを行い、適切な支援を行っていく。
- ・公序良俗を害する恐れのある事業を行う創業支援対象者に対しては、創業支援サービス

を行わない。各創業支援機関にもこの方針を徹底する。

(2) 創業支援等事業の実施方法

- 佐倉市商工振興課に、担当者2名を配置し、創業支援機関と連携したワンストップ相談窓口を設置する。また、各機関の窓口に創業支援関連パンフレットをそれぞれ配架し、幅広く、創業支援対象者の目に届くようにする。
- 佐倉起業塾（入門編）を実施し、動画配信を利用した講座の公開（申し込みした者のみ利用可）を行う。
- 動画の配信、PR等の事務手続きは市が行う。
- 佐倉起業塾（入門編）カリキュラムは、担当する講師と相談のうえ策定する。
- 佐倉起業塾（入門編）実施については公式ホームページ、自治会回覧等で広く周知を行い、多くの参加者を募ることとする。
- 佐倉起業塾（入門編）受講後は、創業実現の意欲を高めるため、次のステップとして佐倉商工会議所が実施する「佐倉起業塾（実践編）」を薦める他、希望に応じて創業専門相談窓口「MEB u C佐倉」にて相談・指導を行うなど、切れ目のない支援を行う（創業後の支援を含む）。
- 佐倉起業塾（入門編）受講生には、各年度末にアンケート調査を送付し、その時点の創業状況について把握するほか、必要なフォローを行う（目標値の把握方法）。
※講師としての人員派遣や情報提供等の協力について、金融機関、県信用保証協会、市内認定支援機関、県産業振興センター等と連携を図る。
- 各創業支援機関が支援を行った創業支援対象者情報等に関しては、個人情報に配慮しつつ、佐倉市が一元管理を行い、名簿や集計表の作成を行い、「創業支援カルテ」を作成し、創業支援機関と共有を図る。
- 創業支援機関とは随時連絡を取り合い、各創業支援機関の活動状況、改善点について情報共有を行う。

計画期間

平成26年4月1日～令和11年3月31日

変更箇所については令和5年6月23日～令和11年3月31日

別表 1-2 (起業塾(入門編))【既存】

市町村が実施する創業支援等事業 (佐倉市)

| 創業支援等事業の目標 |
|---|
| <p>創業(希望)者に対する講習会「佐倉起業塾」(入門編)を年2回実施する。 <本事業の対象者数及びこれによる創業者数の目標値></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 受講者：年100人…令和4年度の上期はZOOMを用いたオンラインセミナーで30人の受講者を、下期はyoutubeを用いたオンデマンドセミナーの開催により、122人の受講者を集めた。令和5年度以降は年2回同様の形式で講座を開催するものとし、年100人の受講者を目標とする。 ● 創業者数：7人…新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和4年度の創業者数は1人だった。行動制限が緩和されたことを受け、従来と同じ年7人の創業者数を目標とする。 <p>・創業支援対象者数：100人 創業者数：7人</p> |
| 創業支援等事業の内容及び実施方法 |
| <p>(1) 創業支援等事業の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主に、漠然と創業を志しているものの、何から始めていいかわからない方を対象に、創業とはどのようなものかわかりやすく説明する「佐倉起業塾(入門編)」を年2回(1回あたり半日から1日)実施する。 ・本講座を受講後、佐倉商工会議所が実施する、より専門的知識が習得可能な「佐倉起業塾(実践編)」に繋げることで、一貫した創業支援を実現する。 <p>▼学習内容(入門編)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・起業に関する心構え、起業に関する基礎知識 ・起業時の苦労話と成功のヒント ・新しい起業の形(コミュニティビジネス、副業等)等 <p>(2) 創業支援等事業の実施方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動画の撮影・準備、広報PR等の事務手続きは市が行う。 ・カリキュラムは、担当講師と協議のうえ、策定する。 ・実施にあたっては、公式ホームページ、自治会回覧、SNS等で広く周知を行い、多くの参加者を募ることとする。 ・受講後は創業実現の意欲を高めるため、次のステップとして佐倉商工会議所が実施する「佐倉起業塾(実践編)」を薦める他、希望に応じて創業専門相談窓口「MEBuC佐倉」にて相談・指導を行うなど、切れ目のない支援を行う(創業後の支援も含む)。 ・受講生には、各年度末にアンケート調査を実施し、その時点の創業状況について把握するほか、必要なフォローを行う(目標値の把握方法)。 <p>※講師としての人員派遣等や情報提供等の協力について、千葉県産業振興センター等と連携を図る。</p> |
| 計画期間 |
| <p>平成26年4月1日～令和11年3月31日 変更箇所については令和5年6月23日～令和11年3月31日</p> |

別表 2-1 (起業塾(実践編)) 【拡充・特定創業支援等事業】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業

| |
|---|
| 実施する者の概要 |
| (1) 氏名又は名称：佐倉商工会議所 (2) 住所：千葉県佐倉市表町3丁目3-10 (3) 代表者の氏名：会頭 岩淵 明弘 (4) 連絡先：TEL 043-486-2331 FAX 043-486-5963 担当者：中小企業相談所 所長 鶴岡 剛至 |
| 創業支援等事業の目標 |
| 主に、具体的な創業プランを持つ創業希望者に対して、実現可能な事業計画の策定を目的とする講座「佐倉起業塾(実践編)」を年2回実施する。 <本事業の対象者数及びこれによる創業者数の目標値> ① 受講生：年50人…令和4年度の「起業塾(実践編)」の受講者は年2回開催で18人の参加にとどまった。令和5年度上期は受講者の上限を30人に拡大し、内容も充実させたことにより、18人の受講者を集めたことを考慮し、引き続き年50人の受講を目標とする。 ② 創業者数：年8人…令和4年度の「起業塾(実践編)」の受講者のうち、3人が創業した。受講者の目標値を前回同様としたことから、創業者数も引き続き年間8人を目標とする。 創業支援対象者数：50人 創業者数：8人 |
| 創業支援等事業の内容及び実施方法 |
| (1) 創業支援等事業の内容 <起業塾(実践編)> 【既存・特定創業支援等事業】 1回の講座につき、1～2ヶ月の間に年2回程度(全4コマ程度)の講座を開催 ▼主な講義内容 ①経営②財務③人材育成④販売方法等についての知識習得を目指す。 ・ビジネスプラン作成指導 ・ビジネスプランに必要な基礎知識、資金計画・収支計画等のレクチャー ・グループワーク&プレゼンテーション ・金融・税務・労務・情報化等の経営に必要な知識の習得 ・補助金や融資制度等の活用方法 <特定創業支援等事業について> ・講義のうち、4回以上、1ヵ月以上の期間にわたり、経営、財務、人材育成、販路開拓の4つの知識が身につく講義を受講し、全体の8割以上出席した者を「特定創業支援等事業」を受けた者とする。 |
| (2) 創業支援等事業の実施方法 ・会場用意、広報PR、教材等の準備等、事務手続きは市及び商工会議所が連携して行う。会場は受講者が来場しやすい公共施設または会議所等とする。 ・講師としての人員派遣等や情報提供等の協力について、金融機関、県信用保証協会、市内認定支援機関、県産業振興センター等と連携を図る ・受講後の受験生には、希望に応じて創業専門相談窓口「MEBuC佐倉」にて相談・指導を行うなど、切れ目のない支援を行う(創業後の支援も含む)。 ・受講生には、各年度末にアンケート調査を送付し、その時点の創業状況について把握するほか、必要なフォローを行う(目標値の把握方法)。 ・受講者情報は名簿にとりまとめて管理し、市と情報を共有する。 |

・名簿の管理については個人情報保護法を遵守する。

計画期間

平成26年4月1日～令和11年3月31日

変更箇所については令和5年6月23日～令和11年3月31日

別表 2-2 (個別相談指導) 【既存】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業

| 実施する者の概要 |
|---|
| (1) 氏名または名称：佐倉商工会議所 (2) 住所：千葉県佐倉市表町3丁目3-10 (3) 代表者の氏名：会頭 岩渕 明弘 (4) 連絡先：TEL 043-486-2331 FAX 043-486-5963 担当者：中小企業相談所 所長 鶴岡 剛至 |
| 創業支援等事業の目標 |
| 「創業」を前面に出した専用窓口を設置し、相談受け入れ体制を強化する。 そのうえで、窓口を市民に積極的にPRすることにより創業相談件数と創業者数の増加を図る。 ＜本事業の対象者数及びこれによる創業者数の目標値＞ ① 創業相談件数：年200件…令和4年度の相談件数は年70人だった。新型コロナウイルス感染症の影響を受け、相談件数が減少したものと考えられるため、行動制限が緩和されたことを鑑み、従来と同じ年200件の目標値を継続する。 ② 創業者数：年30人…令和4年度の創業者数は年9人であった。相談件数を従来と同様の目標値に設定したため、年30人の創業者数を継続する。 ・創業支援対象者数：200人 創業者数：30人 |
| 創業支援等事業の内容及び実施方法 |
| (1) 創業支援等事業の内容 ＜個別相談指導＞ 【既存】 ① 現在、創業相談・指導は当所中小企業相談所で個別対応しているが、ここに独立の創業専門相談窓口「MEBUC佐倉（メブク＝芽吹く）（Meeting-spot of Entrepreneurs for Business Consultation）佐倉」を設置し、相談者のレベルに応じた相談、指導、情報発信等を行う。また、市内の起業相談・指導を一手に引き受ける機関として積極的にPRを行う。 ② 起業に関する情報発信（パンフレット発行、ホームページ等）を積極的に行う。 ③ 市内公共施設等を活用した定期的な相談会を開催する。 (2) 創業支援等事業の実施方法 ・「MEBUC佐倉」の常駐職員として、佐倉商工会議所に創業相談専門員を配置する。また、必要な物品等の手配等を行う。 ・上記新規採用専門員の指導やOJT等により既存職員を育成し、相談員としてのスキルアップを図る。 ・市商工振興課の創業担当と連携・情報交換を密に図る。創業希望者が市に相談に来た場合、市の職員から状況を聞き取り、各種情報提供や必要な支援を実施する。 ・相談者には、各年度末にアンケート調査を実施し、その時点の創業状況について把握するほか、必要なフォローを行う（目標値の把握方法）。 ・金融機関、認定支援機関、県信用保証協会、千葉県産業振興センターは、相談会の際の人員派遣や情報提供等に協力する。（協力意志を表明した事業所のみ） ・金融機関、認定支援機関は、窓口でのパンフレット配架や、創業・金融相談があった際に「MEBUC佐倉」の紹介を行う。 ・会議所、金融機関・認定支援機関及び市が、定期的に会合を開催し、創業相談に関する現状報告や情報交換を行う。また、創業後のフォローアップ支援等も連携して行う。 ＜本計画による創業支援組織における各連携機関の役割＞ 【佐倉市】 |

創業支援施策全体のマネジメント（進捗管理含む）、相談窓口、広報活動、証明書発行業務

【商工会議所】

「MEB u C 佐倉」の運営主体として、相談窓口での創業相談・指導、（出張）創業相談会等の実施、広報活動

【金融機関、その他の認定支援機関】

（出張）創業相談会等への人的支援（講師・相談員の派遣協力）、自所窓口での情報提供等による広報協力

計画期間

平成26年4月1日～令和11年3月31日

変更箇所については令和5年6月23日～令和11年3月31日

別表 2-3 (創業スクール) 【既存・特定創業支援等事業】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業

| 実施する者の概要 | |
|--|--|
| (1) 氏名又は名称 | 千葉県信用保証協会 |
| (2) 住所 | 千葉市中央区中央4-17-8 |
| (3) 代表者の氏名 | 会長 山口 新二 |
| (4) 連絡先 | TEL:043-2239-3281 FAX:043-239-3292 |
| | 担当 地域サポートチーム |
| 創業支援等事業の目標 | |
| (目標の根拠) | |
| ①支援対象者数 30名×年2回 ・定員60名に対し、100%の出席を目指す。②令和4年度創業支援事業(創業スクール)を通じて計画策定を行い、協会利用につながった実績はなかった。今後は、市町村・商工団体との連携強化により、創業者数について5名を目標とする。 | |
| <千葉県信用保証協会の目標> | |
| ①支援対象者数:60名 | |
| ②創業者数:5名 | |
| <佐倉市の目標> | |
| 令和4年度に千葉県信用保証協会で行った案件のうち2.6%が佐倉市での創業に繋がった。よって、千葉県信用保証協会の目標である支援対象者数60名のうち約3%にあたる2名を支援対象とし、支援対象者全員の創業を目指す。 | |
| (目標数) | |
| 支援対象者数:2名 創業者数:2名 | |
| 創業支援等事業の内容及び実施方法 | |
| (1) 創業支援等事業の内容 | |
| <創業スクール>【既存・特定創業支援等事業】 | |
| ・創業希望者を対象とする「創業スクール」を千葉県内の広域で年2回程度(各回4日間、1日5時間程度)開催し、受講終了後も協会職員又は専門家によるフォローアップをすることとする。 | |
| <特定創業支援等事業について> | |
| ・経営、財務、人材育成、販路開拓の知識が習得できる4日間の講座を全て受講した者で、かつ協会職員又は専門家によるフォローアップにより創業支援等事業を1ヶ月以上継続的な支援を受けた者を「特定創業支援等事業」を受けた者として認定する。 | |
| ・4日間の講座(無料/定員30名)を年2回程度開催する。 | |
| ・複数の中小企業診断士を講師に据え、幅広い知識の習得を図る。 | |
| ・創業スクールプログラム(例) | |
| 1日目 | ・ビジネスプラン<経営> ・ビジネスモデル<経営> |
| 2日目 | ・売上計画 ・販売促進<販路開拓> |
| 3日目 | ・創業資金<財務> ・財務<財務> ・人材育成<人材育成> ・個別相談 |
| 4日目 | ・経営者講演 ・ビジネスプラン発表 |

(2) 創業支援等事業の実施方法

- ・自然災害や交通機関の運行上の障害等、不測の事由により研修の延期や中止を判断した場合、特定創業支援等事業に必要な4分野における未実施の講義の代替として、協会職員または中小企業診断士等による個別指導で知識を習得することで、特定創業支援等事業を受けた者として認定する。
- ・無料で協会職員または専門家によるフォローアップを行う。
- ・特定創業支援等事業の支援状況は「支援対象者名簿」に記録し、市と創業支援等事業者で共同管理を行う。
- ・名簿は氏名、住所、連絡先、受講内容、支援日等の内容を備える。
- ・名簿は、以下の場合に、更新事由を把握した側から相手方にメールで送付する。①新たに支援対象者が生じたとき、②支援対象者に異動があったとき、③どちらか一方からの求めがあったとき。
- ・個人情報の扱いにあたっては、個人情報保護法を順守する。
- ・本講座の開催にあたり、県内各所にチラシの配布を行うとともに、千葉県信用保証協会ホームページ内に案内を掲載し、周知する。
- ・佐倉市においては、事業実施の周知を図ることにより、佐倉市民の受講について促す。
- ・特定創業支援等事業の支援を受けた事業者として証明書を発行した事業者については、アンケート調査やサンプル方式のヒアリング調査を実施し、状況の把握に努める。

計画期間

平成26年4月1日～令和11年3月31日

変更箇所については令和5年6月23日～令和11年3月31日